平成２１年（フ）第１２７３号
北九州市八幡西区馬場山緑10番32号　101
債務者　大濱　裕之
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２７４号
北九州市八幡西区馬場山緑10番32号　101
債務者　大濱　英里
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２９０号
北九州市門司区社ノ木２丁目１番12―903号
債務者　内村　仁明
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５２号
沖縄県名護市大東１丁目５番19―301号　松田アパート
債務者　比嘉　善典
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第５３号
沖縄県名護市大東１丁目５番19―301号　松田アパート
債務者　比嘉　明美
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第２３４号
福島県須賀川市向陽町97番地
債務者　岩井さおり
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
福島県須賀川市朝日田89番地５
債務者　嘉斉　敏雄
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３０３号
福島県須賀川市朝日田89番地５
債務者　嘉斉　郁子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３２１号
福島県本宮市和田字上百前72番地
債務者　三瓶　啓子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３２５号
福島県須賀川市大町205番地　備前屋コーポ101号
債務者　緑川　知春
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
福島県白河市大信田園町府１番地103
債務者　深谷　光子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１４７８号
神戸市須磨区北落合１丁目１番324―404号
債務者　柿元　　徹
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４８４号
神戸市須磨区妙法寺字池ノ内832番地の７、従前の住所神戸市須磨区車字潰ノ下1080番地ベルトゥリー若草アネックス301号
債務者　發知　　徹
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５５５号
神戸市東灘区田中町５丁目１番38号
債務者　串乃家新道店こと　辛川　　充
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５７６号
神戸市北区東有野台３丁目１番地の11
債務者　ＫＴＥＸＰこと　時枝　謙吉
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５７７号
神戸市北区東有野台３丁目１番地の11
債務者　時枝千代子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５９７号
神戸市長田区海運町４丁目３番26号２Ｆ南、従前の住所神戸市長田区腕塚町８丁目３番20号
債務者　吉田　　博
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部